

令和3年6月

令和3年度「重さ指定道路」の指定に関する要望 受付要領

全日本トラック協会では、道路通行時の重さの最高限度を25トン（道路法における一般的制限値は20トン）とする「重さ指定道路」の指定を希望する区間について要望を行うため、各都道府県トラック協会の会員事業者からの要望区間を受け付けます。
※要望の受付は各都道府県トラック協会を通じて行います。

1. 対象区間

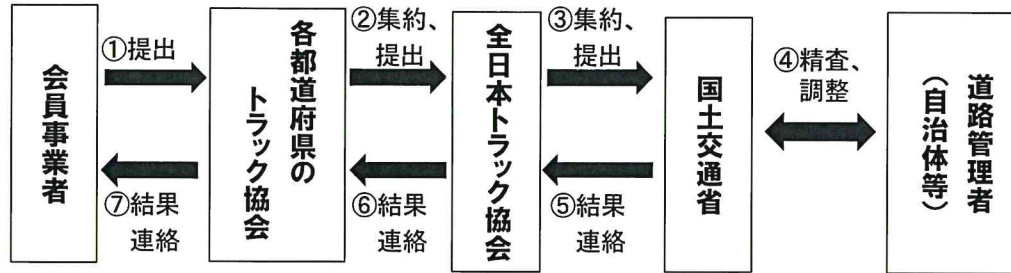
重さについて、車両総重量25トンにて特殊車両通行許可が取得可能な区間であること。（要望事業者において、特殊車両通行許可の実績等を踏まえて確認して下さい。）

2. 提出書類

次の電子ファイルを提出する。

	提出書類	提出条件	作成者
①	令和3年度「重さ指定道路」要望一覧表	必須	都道府県トラック協会
②	要望区間票Ⅰ	必須	要望事業者
	要望区間票Ⅱ	必須	要望事業者

4. 要望の流れ

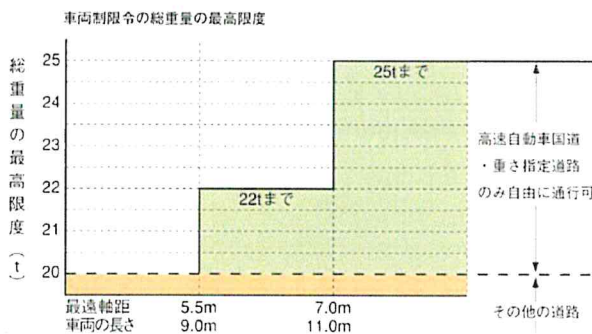


- ① 6～7月 会員事業者から所属の各都道府県トラック協会へ要望区間の提出
- ② 7月 末 各都道府県トラック協会にて集約後、全日本トラック協会へ提出
- ③ 8月 全日本トラック協会にて集約
9月上旬 国土交通省へ要望区間の提出
- ④ 適宜 国土交通省と道路管理者（自治体等）において内容精査、指定調整等
- ⑤ 3月 国土交通省から全日本トラック協会への結果連絡
- ⑥ 〃 全日本トラック協会から各都道府県トラック協会への結果連絡
- ⑦ 〃 各都道府県トラック協会から会員事業者への結果連絡

5. 「重さ指定道路」とは

（国土交通省の案内） https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000023.html

高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大 25 トンとする道路のことです。（幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ）



（出典：国土交通省関東地方整備局

「特殊車両通行ハンドブック 2019」）

総重量

20トン（最遠軸距が 5.5メートル未満）

22トン（最遠軸距が 5.5メートル以上 7メートル未満で、貨物が積載されていない状態で長さが 9メートル以上の場合。9メートル未満は 20トン）

25トン（最遠軸距が 7メートル以上で、貨物が積載されていない状態で長さが 11メートル以上の場合。9メートル未満 20トン、9メートル～11メートルは 22トン）

◇本件の問い合わせ先

企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068 E-mail:dourokikaku@jta.or.jp